公益財団法人栃木県スポーツ協会役員等報酬規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人栃木県スポーツ協会（以下「協会」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員等の報酬）

第２条役員等は無報酬とする。ただし、常勤理事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、以下の報酬等の支給基準に従って支給することができる。

（常勤理事の報酬）

第３条　常勤理事に支給する報酬の種類は、次の各号に掲げるものとする。

⑴ 報酬（月例）

⑵ 期末手当

⑶ 通勤手当

２　常勤理事の報酬は、１人当たり年額６００万円以下とする。各常勤理事の具体的な金額については、理事会が定める。

３　常勤理事の期末手当の支給額は、基準日現在の報酬月額に次の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、栃木県を退職した常勤理事に対する支給額は、理事会が定める。

⑴　　６月１日　１００分の１２２.５

⑵　１２月１日　１００分の１２２.５

４　通勤手当は、常勤理事で交通機関等を利用する者に対し、栃木県職員の例により支給するものとする。

（報酬の支給方法）

第４条　前条に規定するもののほか、報酬の支給方法、支給日等については、栃木県職員の例による。

（派遣職員の報酬等）

第５条　栃木県からの派遣により常勤理事となっている者の報酬は、第３条の規定にかかわらず、職員の派遣に関する取決め書に基づき支給する。

（補　則）

第６条　この規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、協会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

（脚注）登記の日は平成２４年４月１日

附　則

この規程は、平成２７年６月１９日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年３月２２日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年３月１８日から施行する。（第３条　第３項）

附　則

この規程は、令和２（2020）年４月１日から施行する。（名称変更）

附　則

この規程は、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から適用する。